



Newsletter

21世紀COE(企業法制と法創造)総合研究所
知的財産法制研究センター

❖ RCLIP 特別セミナー (2006/3/2 開催)

- 「韓国の知的財産権判例の最新の動向
- 日本の判例との比較を通じて」
韓国特許法院チェ・ソンジュン部長判事



2006年3月2日に開催されたRCLIP特別セミナーでは、韓国特許法院チェ・ソンジュン部長判事をお招きし「韓国の知的財産権判例の最新の動向 - 日本の判例との比較を通じて」と題するご講演を頂戴した。本セミナーは、RCLIP 知財判例 DB への韓国判例登載を記念したものであり、講演の内容も近時の韓国重要判例を網羅的にご紹介頂くものとなった。また、東京地裁 29 部の清水節部長判事にもご同席頂き、チェ判事が紹介された韓国判例に関連する日本国の判例についてご解説頂いた。

チェ判事は、まず特許法関連の判決として、(1) 「均等論の適用要件」に関する大法院判決(大法院 2000.7.28 宣告 97 フ 2200 判決)を紹介し、同判決に示された均等論の適用要件は日本のボールスプライン最高裁判決(最三小判平 11・3・9 民集 53・3・303)によって示された適用要件と概ね同等であるが、第 1 要件である「両発明の課題の解決原理が同一であること」との要件が、日本のものと若干異なっていることを指摘した。次に、(2) 省略発明(特許発明の構成要素中比較的重

要性の低い構成要素を省略して特許発明の作用効果より劣悪或いは同等の効果をもたらすもの)の特許権侵害の成否に関する判決の流れを解説し、この点に関しては、最近の大法院判決(大法院 2000.11.14.宣告 98 フ 2351 等)が特許請求の範囲に記載された必須構成要素の一部が欠けている場合には原則としてその発明は特許発明の技術的範囲に属しない(構成要素完備の原則)としていることを紹介した。更に、(3) 「審決取消訴訟の審理範囲」に関し、韓国ではこの点について特許法院の開設当時から種々の議論があったが、現在特許法院では無効審判の審決取消訴訟においては審理範囲を制限しない無制限説を採用し、拒絶査定不服審判の審決取消訴訟においては新たな拒絶理由を主張できないとの取り扱いをしていることを紹介した(大法院 2002.6.25.宣告 2000 フ 1290 判決、等)。また、無効審判の審決取消訴訟の係属中に訂正を認容する審決が確定した場合であっても、特許法院はそれによって直ちに審決を取消すことはせず、訂正された特許請求の範囲について無効理由が存在するかを判断する取り扱いをしていることを紹介し、この取り扱いが非常に日本と異なっていることを指摘した。

チェ判事は、特許法に関する判例に加え、商標法に関する判決、ドメインネームに関する判決、P2P ファイル交換などに関する著作権法判例にも言及し、例えば「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある商標の範囲」に関し、外国では著名であるものの韓国国内では知られていない他人の商標が出願されている場合にこれを公序良俗に反するとして拒絶し得るかというような問題について、大法院は一貫して、これを公序良俗に反しないと判断していることなどを紹介した。

以上のチェ判事の講演に引き続き、東京地裁の清水判事が、紹介された韓国判例に関連する日本の判例のいくつかを解説した。先ず「均等論の適用要件」を示したボールスプライン最高裁判決について述べ、清水判事は、最高裁が示した5要件に関してチェ判事が第2要件から第5要件までは韓国と同様としたことに同意し、若干異なる第1要件についても、表現は異なっているが本質的には同じことを言っているものであろうと述べた。更に、「審決取消訴訟の審理範囲」に関して大径角形鋼管製造方法事件の最高裁判決(最三小判平 11・3・9 民集 53・3・303)を紹介し、正にチェ判事が指摘された通り、無効審判の審決取消訴訟の係属中に訂正を認容する審決が確定した場合の取り扱いが、韓国と日本で大いに異なっている点などを指摘した。

休憩の後、当 RCLIP のセンター長である早稲田大学高林龍教授を交えパネルディスカッションが行われたが、議論は、特に「侵害訴訟における無効判断」及び「審決取消訴訟の審理範囲」の2点に集中した。講演においては前者に関する判例は紹介されていなかったものの、高林教授の質問に答える形でチェ判事は、韓国でもこの点に関する議論は盛んであること、また、日本のキルビー判決(最三小判平 12・4・11 民集 54・4・1368)と同様に「侵害訴訟における無効判断」を認めるべきとした大法院判決があることが紹介された。但し、チェ判事は、同判決は傍論でこれを述べたに過ぎず、従って先例としての価値は低いと解説した。次に後者に関し、無効審判の審決取消訴訟の係属中に訂正認容審決が確定した場合の取り扱いについて、やはり高林教授の質問に答えチェ判事は、事件が大法院(最高裁)の段階にあるときに訂正審決が確定した場合には日本と同様に韓国でも原判決を破棄して差し戻す運用を採用しているが、事件が特許法院に係属している場合には事実審理が可能であることから、日本と異なり訂正された請求の範囲について審理を続行することとしているものと解説した。また、

無効審判の審決取消訴訟において無制限説が採用されるのは、速やかに国民の裁判を受ける権利を実現するためであることなどを解説した。

(RA 五味飛鳥)

※ 第13回 RCLIP 研究会 (2006/4/17 開催)

「意匠法と著作権法の交錯

応用美術の著作権保護基準」

国土館大学法学部本山雅弘助教授



2006年4月17日に開催された第13回 RCLIP 研究会では、国土館大学法学部本山雅弘助教授をお招きし、「意匠法と著作権法の交錯 - 応用美術の著作権保護基準-」についてのご報告を頂戴した。

本報告は、著作権法により応用美術を保護するにあたって裁判所が採用している「高度の美的創造性」の基準は、ドイツ著作権法解釈における「段階理論」をそのルーツとするが、同「段階理論」が著作物と意匠を「同質の創作であり程度の差があるに過ぎないもの」と把握する法理論であるところ、現に「混同説」が妥当しているとみるべき我が意匠法解釈論を前提とするならば、我が著作権法解釈に「段階理論」を導入するのは理論的整合性を欠くとし、応用美術の保護についても一般的な著作権保護基準を適用するのが妥当と結論するものである。

本山助教授は、まず、応用美術の著作権法による保護の可否が問題となった裁判例を概観し、(1)意匠法と著作権法が並列的に存在しており、また、(2)応用美術は意匠法によって保護される

ことを理由として、従来の裁判例は、応用美術の著作権保護基準として「高度の美的創造性」の基準を採用しこれを維持していることを指摘した。併せて、学説においては同基準に対する批判的・否定的見解が支配的ではあるけれども、そうした見解は、主に解釈の方法論的観点からの批判にすぎず、本来の問題である「何故このような特殊基準が認められるのか」という視点に基づきこれを批判するものが少ないと述べた。なお、「高度の美的創造性」基準とは、意匠法の保護対象である応用美術が著作権法によって保護されるためには、当該応用美術が著作物の一般的要件として求められる創造性をその程度において超える高度の創造性を具えていなければならないとするものである。

そこで、報告は、この「高度の美的創造性」基準を批判することの前提としてそのルーツを考察し、ドイツ著作権法解釈における「段階理論(Stufentheorie)」こそ同基準の起源であることを複数の根拠を挙げて明らかにした。「段階理論」とは、意匠権の保護対象と著作権の保護対象は美的創造性の程度なり造形程度をメルクマールに段階的に峻別されるという考え方であり、判例によって形成され最高裁(連邦通常裁判所)においても支持されている理論である。この段階理論は、両権利の保護対象が同質であること、すなわち意匠権の保護対象を創作説的に理解することを前提としている。

続いて本山助教授は、我が意匠法の解釈において意匠権の保護対象が創作説的に理解されているかを考察し、多くの裁判例を引いて、これを否定した。すなわち、我が意匠法においては、意匠権による保護範囲が「類似」概念によって画されており、そしてこの「類似」概念の理解を巡っては創作説と混同説が対立しているが、裁判例は創作説の立場を否定し基本的に混同説の立場を採っており、特に最近の裁判例においては、混同説に立脚する登録無効判断の結果として、登録意匠の創作的要素が結果的にその保護を失う事例も

認められ、混同説はさらに純化される傾向にあることを指摘した。そして、このように創作説ではなく混同説が妥当する意匠法解釈論との関係では、著作権法解釈に「段階理論」=「高度の美的創造性」基準を採用することには理論的整合性を欠くとし、従って、応用美術に関しても、他の著作物と同様に、一般的著作権保護基準を採用するのが妥当であると結論した。

最後に報告は、応用美術に対して著作権法による一般的保護を認めると、例えば改良物品の製作等において翻案権や同一性保持権に抵触し産業の発達に阻害されるとの批判があり得る点に対して、東京高判平成12年11月30日「職業別電話帳事件」を引きつつ、著作権による保護範囲を著作物の創作の程度と相関的に解釈すれば、この点はさほど重大な懸念となるものではないとした。すなわち、機能を備える美的表現は機能的制約により創作の程度も低いと考えられるので、それについての著作権の効力は結局デッドコピーを排除する程度に止まると解することになるとするものである。

また、併せて応用美術が著作権法によって保護されるとすると意匠法の存在意義が低下するとその反論もあり得る点については、著作権が相対権であることを踏まえれば、絶対権で構成される意匠権の存在意義は決して低いものではないとした。

以上の報告に引き続き、参加者との間で積極的な質疑応答が行われた。

なお、参加者の質問に答える形で、本山助教授は、欧州で施行された欧州共同体意匠法及び新ドイツ意匠法が競争法的構成を備えるに至っており、その理論的帰結として、ドイツにおいても学説上は従来の段階理論が衰退する傾向にある点を指摘された。

(RA 五味飛鳥)

❖ RCLIP・ワシントン大学 CASRIP 共催
米国特許訴訟セミナー（2006/4/24 開催）



2006年4月24日 早稲田大学国際会議場・井深大ホールで、デラウェア州連邦地方裁判所の判事ケント・ジョーダン氏をお迎え、RCLIP 特別セミナーを開催した。

デラウェア州連邦地方裁判所は全米で最も多い特許侵害事件を扱う裁判所のひとつであり、年に150件ほどの知的財産権関連事件を担当するという。基調講演では、英語の文章や日本語の文章の資料を用いながら、言葉を理解する上で文脈（Context）がいかに大事であることを説明したあと、「クレームの解釈」というのは、言葉の問題であり、純粋な法律の解釈ではあり得ないということを強調した。

特許は発明家と社会そして規制当局に対してのダイアログを文章にしたものであり、その解釈は文脈を考慮しながらするべきである。クレームの解釈はすなわち、クレームが何を意味しているのか、誰にとってどういう意味があるのか、どの人に対しての意味合いを持つかをディスカバーする過程である。単に辞書で定義を選ぶだけでは十分でなく、やはりクレームの脈絡の中で、発明者がどういうことを意味したかということ、コンテキストから読まなければいけないとした。

ケント・ジョーダン判事の基調講演のあとは、モリソン・フォスター法律事務所のバリー・ブレッツシュナイダー弁護士から、ジョーダン判事の講演に関して、コメントを頂いた。

休憩の後は設楽隆一氏（東京地方裁判所民事第46部総括判事）、片山英二氏（弁護士）、バリー・ブレッツシュナイダー氏（Morrison & Foerster LLP）、高林龍氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）を交えて、竹中俊子氏（ワシントン大学ロースクール教授、早稲田大学大学院法務研究科客員教授）の司会でパネルディスカッションが行われた。

日本における特許訴訟と比較した米国特許訴訟の顕著な特徴は事実審における陪審制度にあるといえるが、米国では今、多くの人が特許については陪審員判決をやめたいと思っているという。しかし、ブレッツシュナイダー弁護士は当事者の代理人という立場からみて、陪審員制度はかなり信頼できると思うと述べた。

次に、1986年のフェデラル・サーキットの判決であるボッシュロムのコンタクトレンズケースに基づいて作られた仮想事例をもとに、明細書の開示に比べ広すぎるクレームや先行技術を含むような解釈が可能なクレームを、日米における無効理由とクレーム解釈の関係を比較法的に考察しながらディスカッションが行われた。仮想事例に対して、日米の弁護士が、原告代理人になった場合と被告代理人になった場合を想定して、どのように主張するかを述べた。その上、そのような当事者の主張に対する日米の裁判官の考え方を聞けるなど、大変興味深い討論となった。

終了後には、中村合同特許法律事務所の後援で名刺交換会が行われた。

（COE 助手 張睿暎）

アジア知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/>

❖中国 DB プロジェクトの進捗状況

2004年度までの最重要判例280件(内訳:北京地域特許50件、北京地域商標60件、北京地域著作権60件、上海地域50件、広東地域60件)が英訳・専門用語チェック・ネイティブチェックを経て、DBに登載された。これをもって、中国知的財産権判例DB構築プロジェクトは予定通りに完成した。また、2005年度最重要判例50件のうちの40件(内訳:北京地域特許10件、北京地域著作権10件、上海地域10件、広東地域10件)の英訳作業がすでに開始された。今年夏季の追加登載を予定している。(RC 袁藝)

❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、254件の判例が掲載され、本年度中に、さらに50件の判例が追加される予定である。これまで収集した判例の分析のために、COE助手が1週間バンコクのIP&IT裁判所を訪問した。今回は、これまで収集した裁判例のうち商標権に関連する裁判例について調査し、その内容は、研究所紀要に掲載されている。(RC 今村哲也)

❖インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

ついにインドネシアDBが完成し、ウェブにアップされた。最高裁判所の判決から80件を選び出したものである。現地の弁護士ですら判決の入手は困難であるといわれており、今回80件もの判決がインターネット上に公開されたことは非常に意義がある。プロジェクト始動期から取り組んできた成果がようやく出来上がったことは非常に感慨深く、広く活用されることが期待される。(RC 青柳由香)

❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

台湾DBは2年計画で進めている。今年度に入り、初年度分および2年度分である合計300件

の成果が納品され、すでにウェブサイトにアップされている。一部には画像なども取り入れられ、興味深い判例が集められている。今後はデータベースをアップデートするという作業に移ることとなる。(RC 青柳由香)

❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

ベトナムの基礎的情報を確認している段階であるが、近々に、具体的な判例収集に向けて訪越し、本年度中には判例登載を目指す予定である。(RA 五味飛鳥)

研究会・セミナー開催のお知らせ

❖日本知財学会第4回年次学術研究発表会共催セッション「東アジアにおける産業財産権紛争の裁判上の処理に関する国際セミナー」

【日時】2006年6月18日10:00~12:00

【場所】早稲田大学52号館301教室

【報告者・パネリスト】

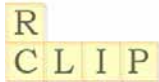
謝銘洋教授(国立台湾大学)、徐宏昇弁護士(徐宏昇律師事務所)、周舒雁判事(台湾板橋地方裁判所)。以上パネリスト兼報告者。渋谷達紀教授(早稲田大学法学大学院)(コーディネータ)、竹中俊子教授(ワシントン大学ロースクール)、高林龍教授(早稲田大学大学院法務研究科)(司会)。以上、パネリスト。

【内容】

RCLIPは、台湾における産業財産権の適切な保護と、産業財産権制度の研究推進・研究者養成・ネットワークの確立という観点から、産業財産権関連紛争が、台湾の裁判所でどう処理されているのか、研究を行ってきた。本セミナーでは、共に研究をしてきた台湾の研究者・実務者を招聘し、この内容をテーマに多くの関係者と理解を共有することを目的とする。

お申込みはこちら>>>(同時通訳有(日本語))

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10357>



他の知財学会セッション聴講は、参加費が必要です。詳細は、知財学会のホームページ
<http://www.ipaj.org/research/research.html>

❖RCLIP 第15回研究会

【日時】2006年6月30日 18:30～20:30
【場所】早稲田大学国際会議場 第2会議室
【報告者】竹中俊子氏(ワシントン大学教授)
【テーマ】「消耗品の交換をめぐる特許法・競争法上の問題に関する比較法的考察」
【概要】

製品の価格競争激化に伴い、プリンターのインク等の消耗品販売やリペアサービスで採算を取るビジネスモデルが広く採用され、製品メーカーが消耗品やその交換方法に特許を取得し、消耗品の販売業者やリサイクル業者を特許侵害として訴える例が増えている。本セミナーでは、日本の知財高裁のキヤノンプリンターカートリッジ事件と米国連邦最高裁のIllinois Tool Works 判決を中心に、消耗品の交換をめぐる、直接侵害、間接侵害、消尽論、特許ミスユース、及び抱き合わせ販売による独占禁止法違反行為の関係について比較法的検討を試みる。

お申込みはこちら>>>

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10360>

❖RCLIP 第16回研究会

【時間】2006年7月19日 18:30～20:30
【場所】早稲田大学国際会議場 第2会議室
【報告者】平嶋竜太氏(筑波大学助教授)
【テーマ】「ソフトウェア関連発明と知的財産法 - 保護拡大とイノベーション促進の調和の視点から(仮題)」
【仮要旨】

ソフトウェア関連発明の知財法による保護を巡って多くの議論がなされてきたが、依然として多種多様な議論や理論的課題が認識されている。ここでは、ソフトウェアに関する創作におけるイ

ノベーション実現と知的財産法制の役割機能をいかに調和させるべきかという視点から、昨今におけるソフトウェア関連発明の保護(拡大)の現状動向、対峙する法的方法論の模索、等についての検討を行い、さらにはオープンソースモデルによる新たな開発モデルにも言及しつつ、将来的な方向性について考察することを予定している。お申込みはこちら>>>

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10359>

❖RCLIP 特別セミナー

【テーマ】著作権と表現の自由

(1)比較広告における諸問題：著作権、不正競争および表現の自由

(2)英国における「フェア・ディール」その他の権利制限

(3)わが国における著作権の制限

【日時】2006年7月26日(水) 18:00～21:00

【場所】早稲田大学8号館3階会議室

【講師】:

ジョナサン・グリフィス氏(ロンドン大学法学部 上級講師) 文学士(オックスフォード大学) 文学修士(ヨーク大学), ソリシタ

今村哲也氏(明治大学情報コミュニケーション学部 専任講師)

【コーディネータ】

高林龍氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)

お申込みはこちら>>>

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10366>

編集・発行

早稲田大学 21世紀 COE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.21coe-win-cls.org/rcclip/>